

「新版 公共用地の取得等に伴う消費税等取扱いマニュアル」  
のご購読者の皆様へ

2015年6月

一般財団法人 公共用地補償機構

「新版 公共用地の取得等に伴う消費税等取扱いマニュアル」をご購入いただきありがとうございます。

本書は、原則として、平成26年4月1日段階での消費税及び地方消費税制度を前提に記載されておりますが、今回の平成27年4月の法律改正により、消費税率10%への引上げ時期等に変更が生じることになりましたので、お知らせいたします。

平成27年3月31日に「所得税法等の一部を改正する法律」が成立・公布され、一部を除き、平成27年4月1日より施行されました。これに伴い、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）」（以下「税制抜本改革法」という。）等が一部改正されました。

この結果、

- ① 消費税率10%への引上げ時期が、平成27年10月1日から、平成29年4月1日に変更されました。また、
- ② 税制抜本改革法附則第18条第3項の「景気判断条項」(注)が削除されました。

このため、本書の「はじめに」や1頁の記述の一部等が現状と合わなくなっておりますので、ご注意ください。

(注)「景気判断条項」(今回の改正で削除されました。)

税制抜本改革法附則第18条第3項(抄)

「この法律の施行後、……第2条及び第3条に規定する消費税率の引上げに係る改正規定のそれぞれの施行前に、経済状況の好転について、……種々の経済指標を確認し、前二項の措置を踏まえつつ、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる。」